

第 2 編 不利益処分

第 1 節 農地等の権利移動の許可の取消し

法第 3 条の 2 の規定（農地等の権利移動の許可の取り消し等）は、法第 3 条第 3 項（解除条件付き貸借）の規定の適用を受けて同条第 1 項の許可を受けた者について、事後においても農地等の適正な利用の確保を確認することが重要であることから設けられている。

なお、法第 3 条の 2 第 1 項の勧告は、同条第 2 項第 2 号の許可取消の前置手続であることから、地域の営農状況等に著しい被害を与えていることを十分確認した上で行うこととし、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは必ず法第 3 条第 1 項の許可を取り消さなければならない。

第 1 法第 3 条第 1 項による許可を受けた者に対する勧告は、次によるものとする。

農業委員会会長は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合には、農地等について、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることができる。（法第 3 条の 2 第 1 項）

（1）その者がその農地等において行う耕作等の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合（法第 3 条の 2 第 1 項第 1 号）

（2）その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合。（法第 3 条の 2 第 1 項第 2 号）

（3）その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもが、その法人行う耕作等の事業に常時従事していないと認める場合。（法第 3 条の 2 第 1 項第 3 号）

① 「相当の期限」とは、講ずべき措置の内容、生じている支障の除去の緊急性等に照らして、個別具体的に設定されるものであるが、法第 3 条の 2 第

1 項各号の状況を可能な限り速やかに是正するために必要な期限とする。

- ② 「周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合」とは、法第 3 条第 2 項第 7 号の不許可要件に該当する場合（第 1 編第 1 章第 3 節第 1 の 7①）であって、例えば、病害虫の温床になっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合等をいう。
- ③ 「地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合」とは、法第 3 条第 3 項第 2 号の許可要件（第 1 編第 1 章第 3 節第 3 の 1①及び②）に該当しない場合であって、例えば、担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農地の水利用に著しい被害を与えている場合等をいう。
- ④ 「その法人の業務を執行する役員の内いずれもが、その法人行う耕作等の事業に常時従事していないと認める場合」とは、法第 3 条第 3 項第 3 号の許可要件（第 1 編第 1 章第 3 節第 3 の 1③）に該当しない場合であって、例えば、法人の農業部門の担当者が不在となり、地域の他の農業者との調和が行われていないために周辺の営農活動に支障が生じている場合等をいう。

第 2 法第 3 条第 1 項による許可を取消す場合の審査基準は、法第 3 条の 2 第 2 項の規定によるほか、次によるものとする。

農業委員会会長は、次の（1）又は（2）に該当する場合には、法第 3 条第 3 項の規定により行った法 3 条第 1 項の許可を取り消すことができる。（法第 3 条の 2 第 2 項）

（1）農地等について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、その農地等を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしない場合。（法第 3 条の 2 第 2 項第 1 号）

（2）法第 3 条の 2 第 1 項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかった場合。（法第 3 条の 2 第 2 項第 2 号）

① 「農地等を適正に利用していない」とは、法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1

項の許可の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものになっている場合、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を法第 32 条第 1 項第 1 号に該当するものになっている場合等をいう。

- ② 法第 4 条第 1 項又は法第 5 条第 1 項の規定に違反して、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものになっている場合には、違反を確認次第直ちに使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し、契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第 3 章の規定により行う。
- ③ 使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第 32 条第 1 項第 1 号に該当するものになっている場合には、その状態が確認された時点から速やかに、使用貸借による権利又は賃借権の設定をした者に対し、契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われていない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第 3 章の規定により行う。

第 2 節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の許可の取消し、工事停止、原状回復等の命令

- 第 1 違反転用に対する原状回復等の処分又は命令に係る基準は、別途定める「農地法第 51 条の規定による処分又は命令を行う場合の判断基準」によるものとする。